

【中国】最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の解釈

(最高人民法院關於審理侵害知識產權民事案件適用懲罰性賠償的解釋) 2021年3月3日付公示施行

<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-288861.html>

<p>法释(2021)4号 最高人民法院關於審理侵害知識產權民事案件適用懲罰性賠償的解釋 (2021年2月7日最高人民法院審判委員會第1831次會議通過,自2021年3月3日起施行)</p>	<p>司法解釋[2021]4号 最高人民法院による知的財産権侵害民事事件の審理における懲罰的賠償の解釈 (2021年2月7日に最高人民法院裁判委員會第1831回會議で可決、3月3日より施行)</p>
<p>为正确实施知识产权惩罚性赔偿制度,依法惩处严重侵害知识产权行为,全面加强知识产权保护,根据《中华人民共和国民法典》《中华人民共和国著作权法》《中华人民共和国商标法》《中华人民共和国专利法》《中华人民共和国反不正当竞争法》《中华人民共和国种子法》《中华人民共和国民事诉讼法》等有关法律规定,结合审判实践,制定本解释。</p>	<p>知的財産権懲罰的賠償制度を正確に実施し、法により重大な知的財産権侵害行為を懲らしめ、全面的に知的財産権を保護するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國著作權法」、「中華人民共和國商標法」、「中華人民共和國特許法」、「中華人民共和國不正競爭防止法」、「中華人民共和國種苗法」、「中華人民共和國民事訴訟法」などの関連法律規定に基づき、裁判實務を結び付けて、本解釋を制定する。</p>
<p>第一条 原告主張被告故意侵害其依法享有的知識產權且情節嚴重,請求判令被告承擔懲罰性賠償責任的,人民法庭應當依法審查處理。 本解釋所稱故意,包括商標法第六十三條第一款和反不正競爭法第十七條第三款規定的惡意。</p>	<p>第1條 原告が被告は故意にその法により享有する知的財産権を侵害するとともに、情状が重大であることを主張し、被告に懲罰的賠償責任を負わせるよう申立てた場合、人民法庭は法により審査處理しなければならない。 本解釋でいう故意は、商標法第63條第1項と不正競爭防止法第17條第3項の規定に規定する惡意を含む。</p>
<p>第二条 原告請求懲罰性賠償的,应当在起诉时明确赔偿数额、计算方式以及所依据的事实和理由。 原告在一审法庭辩论终结前增加惩罚性赔偿请求的,人民法庭应当准许;在二审中增加惩罚性赔偿请求的,人民法庭可以根据当事人自愿的原则进行调解,调解不成的,告知当事人另行起诉。</p>	<p>第2條 原告が懲罰的賠償を申立てる場合、起訴時に賠償額、計算方式及び根拠となる事実と理由を明確にしなければならない。 原告が第一審の法廷弁論の終結前に懲罰的賠償の増額を申立てた場合、人民法庭は許可しなければならない。第二審で懲罰的賠償の増額を申立てた場合、人民法庭は当事者の自由意志の原則に基づき調停を実施することができる。調停が不成立の場合、当事者に別途の起訴を通知することができる。</p>
<p>第三条 对于侵害知识产权的故意的认定,人民法庭应当综合考虑被侵害知识产权客体类型、权利状态和相关产品知名度、被告与原告或者利害关系人之间的关系等因素。 对于下列情形,人民法庭可以初步认定被告具</p>	<p>第3條 知的財産権侵害での故意の認定について、人民法庭は被疑知的財産権侵害の客体の種類、權利狀態及び関連製品の知名度、被告と原告或いは利害關係者の關係などの要素を総合的に考慮しなければならない。 以下に掲げる情況について、人民法庭は被告が知的財</p>

<p>有侵害知識産権の故意：</p> <p>(一) 被告經原告或者利害關係人通知、警告後，仍繼續實施侵權行為的；</p> <p>(二) 被告或其法定代表人、管理人是原告或者利害關係人的法定代表人、管理人、實際控制人的；</p> <p>(三) 被告與原告或者利害關係人之間存在勞動、勞務、合作、許可、經銷、代理、代表等關係，且接觸過被侵害的知識産権的；</p> <p>(四) 被告與原告或者利害關係人之間有業務往來或者為達成合同等進行過磋商，且接觸過被侵害的知識産権的；</p> <p>(五) 被告實施盜版、假冒註冊商標行為的；</p> <p>(六) 其他可以認定為故意的情形。</p>	<p>産権侵害に故意を具有するとの初歩的認定を下すことができる：</p> <p>(1) 被告が原告或いは利害關係者の通知、警告後、なお引續して侵害行為を実施している場合；</p> <p>(2) 被告或いはその法定代表者、管理者が原告或いは利害關係者の法定代表者、管理者、實際の支配者である場合；</p> <p>(3) 被告と原告或いは利害關係者の間に労働、勞務、協力、許諾、販売、代理、代表などの關係があるとともに、被疑侵害知的財産権に接触したことがある場合；</p> <p>(4) 被告と原告或いは利害關係者との間に業務關係がある、或いは契約達成のための協議があるとともに、被疑侵害知的財産権に接触したことがある場合；</p> <p>(5) 被告が海賊版、登録商標偽造行為を実施した場合</p> <p>(6) その他の故意の情況と認定ができる場合。</p>
<p>第四條 對於侵害知識産権情節嚴重的認定，人民法院應當綜合考慮侵權手段、次數，侵權行為的持續時間、地域範圍、規模、後果，侵權人在訴訟中的行為等因素。</p> <p>被告有下列情形的，人民法院可以認定為情節嚴重：</p> <p>(一) 因侵權被行政處罰或者法院裁判承擔責任後，再次實施相同或者類似侵權行為；</p> <p>(二) 以侵害知識産権為業；</p> <p>(三) 偽造、毀壞或者隱匿侵權證據；</p> <p>(四) 拒不履行保全裁定；</p> <p>(五) 侵權獲利或者權利人受損巨大；</p> <p>(六) 侵權行為可能危害國家安全、公共利益或者人身健康；</p> <p>(七) 其他可以認定為情節嚴重的情形。</p>	<p>第4條 知的財産権侵害の情狀が深刻であるとの認定について、人民法院は權利侵害の手段、回数、權利侵害行為の持續期間、地域範圍、規模、結果、權利侵害者の訴訟中の行為などの要素を総合的に考慮しなければならない。</p> <p>被告に以下に掲げる情況がある場合、人民法院は重大な情況と認定を下すことができる：</p> <p>(1) 權利侵害により行政處罰或いは法院で判決を受けた後、再度同一或いは類似の權利侵害行為を実施した場合；</p> <p>(2) 知的財産権侵害を業としている場合；</p> <p>(3) 權利侵害証拠を偽造、毀損或いは隱匿した場合；</p> <p>(4) 保全裁定を履行せず拒む場合；</p> <p>(5) 權利侵害で獲得した利益或いは權利者が受けた損害が巨額の場合；</p> <p>(6) 權利侵害行為が國家の安全、公共の利益或いは人身の健康に危害を及ぼす可能性がある場合；</p> <p>(7) その他の情狀が重大な情況と認定できる場合。</p>
<p>第五條 人民法院確定懲罰性賠償數額時，應當分別依照相關法律，以原告實際損失數額、被告違法所得數額或者因侵權所獲得的利益作為計算基數。該基數不包括原告為制止侵權所支付的合理開支；法律另有規定的，依照其規定。</p> <p>前款所稱實際損失數額、違法所得數額、因侵</p>	<p>第5條 人民法院は懲罰的賠償額を確定するとき、それぞれの関連法律に基づき、原告の實際の損失額、被告の違法所得額或いは權利侵害により獲得した利益を算定根拠としなければならない。当該根拠には原告が權利侵害を防止するために支払った合理的な支出を含まない。法律に別段の規定がある場合、その規定に準拠する。</p>

<p>权所获得的利益均难以计算的,人民法院依法参照该权利许可使用费的倍数合理确定,并以此作为惩罚性赔偿数额的计算基数。</p> <p>人民法院依法责令被告提供其掌握的与侵权行为相关的账簿、资料,被告无正当理由拒不提供或者提供虚假账簿、资料的,人民法院可以参考原告的主张和证据确定惩罚性赔偿数额的计算基数。构成民事诉讼法第一百一十一条规定情形的,依法追究法律责任。</p>	<p>前項にいう實際損失額、違法所得額、権利侵害により獲得した利益がいずれも計算しづらい場合、人民法院は法により当該権利許諾使用料の倍数を参照し合理的に確定するとともに、これを懲罰的賠償額算定の根拠とする。</p> <p>人民法院が法により被告にその掌握する権利侵害行為に関連する帳簿、資料の提供を命じ、被告が正当な理由なく提出を拒み或いは虚偽の帳簿、資料を提供した場合、人民法院は原告の主張と証拠を参考に懲罰的賠償額算定の根拠を確定することができる。民事訴訟法第111条に規定する情状を構成する場合、法により法律責任を追及する。</p>
<p>第六条 人民法院依法确定惩罚性赔偿的倍数时,应当综合考虑被告主观过错程度、侵权行为的情节严重程度等因素。</p> <p>因同一侵权行为已经被处以行政处罚或者刑事罚金且执行完毕,被告主张减免惩罚性赔偿责任的,人民法院不予支持,但在确定前款所称倍数时可以综合考虑。</p>	<p>第6条 人民法院は法により懲罰的賠償の倍数を確定するとき、被告の主観的過失の程度、権利侵害行為の情状の重大な程度などの要素を総合的に考慮しなければならない。</p> <p>同一の権利侵害行為で既に行政罰或いは刑事罰を受けるとともに執行が完了し、被告が懲罰的賠償責任の減免を主張する場合、人民法院はこれを支持しない。但し、前項の倍数を確定する時に総合的に考慮することができる。</p>
<p>第七条 本解释自2021年3月3日起施行。最高人民法院以前发布的相关司法解释与本解释不一致的,以本解释为准。</p>	<p>第7条 本解釈は2021年3月3日より施行する。最高人民法院が以前公布した関連司法解释と本解釈が一致しない場合は、本解釈に準ずる。</p>